3 転園について

別の園に転園を希望するときは、下表の書類から自身に必要な書類をご提出ください。
受付期間・申込方法などは入所申し込みと同様です（P12参照）。
なお、転園が内定した場合、元の園は退園になりますが「◆**保育所退所届**」の提出は不要です。

必要書類	必要な方
①◆保育所転園申込書	全員
②保育の必要性を証明する書類（P14～15参照） ※育児休業中の方は、育児休業を取得していることがわかる「◆就労証明書」をご提出ください。	全員
③◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表	兄弟姉妹で入所（転園）を申し込む方
④ご家族に関する書類（P16参照）	ご家庭に事情のある方（該当する方のみ）
⑤◆健康状態調査書	お子さんの健康・発達で気になることがある方

転園の申し込みに当たり、以下の点にご注意ください。

- 下の子の育児休業中に上の子の転園を希望する場合は、「妊娠・出産」の指数で利用調整を行いますが、復職が確認でき次第「就労」の指数で利用調整を行います。
- 転園先に内定した場合は元の園には戻れません。転園を辞退する場合や内定が取り消しとなった場合は、現在在園している園も退園になります。
- 現在の園にお子さんが慣れてきたなどの理由で転園の意思がなくなった場合は、必ず「◆**保育所入所（転園）申込取下届**」をご提出ください。
  なお、取り下げとなるのは提出日の属する受付期間（P12①参照）の利用希望月からとなりますのでご注意ください。
- 下の子の出産予定があり、転園の利用調整指数が「妊娠・出産」になる期間にもかかわらず、出産予定の届出がなく「妊娠・出産」以外の指数で利用調整を行い内定した場合、申込時と内定時の状況に差異があるため、内定が取り消しとなります。その場合、現在在園している園も退園となります。

4 退園について

「◆**保育所退所届**」をお子さんが通っている保育園にご提出ください。登園がなくても、「◆**保育所退所届**」の提出がなければ月極延長保育料が発生します。

なお「◆**保育所退所届**」の提出に伴い、退園するお子さんの転園の申し込みは自動的に取り下げとなりますのでご注意ください。

「◆**保育所退所届**」を提出した後の撤回は原則できませんので、必ず退園の意思が固まってからご提出ください。